

＼町内で事業をはじめめる・つなぐ皆さまを応援します／

内子町をはじめめる・つなぐ商工活性化支援事業補助金

町内における創業・起業の促進や商工業の維持・強化、空き店舗等の解消を図り、町内商工業の活性化につなげるため、町内で創業・起業、事業拡大または事業承継を行う事業者の皆さまに対し、それらの実施に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

次の(1)～(4)のすべてに該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(ウ)のうちいずれかに該当すること。

(ア) 個人事業主として町内に主たる事業所を置く個人（置くことを予定している個人）

(イ) 町内に本店または主たる事業所を置く法人を設立することを予定している個人

(ウ) 町内に本店または主たる事業所を置く法人

(2) 町内で商工業を営んでいることまたは町内で創業・起業を予定していること。

（日本標準産業分類の大分類 A 農業、林業または大分類 B 漁業に属する事業を始める場合は対象外）

(3) 営利目的の事業を営んでいることまたは営利目的の事業を始めようとしていること。

(4) 市町村税に滞納がないこと。

※過去に本補助金を受給されたことがある事業者または「内子町創業・起業支援事業補助金」を受給されたことがある事業者は対象外です。その他の補助対象外条件については申請要領をご確認ください。

創業・起業支援事業

◆対象

創業・起業をする事業

◆補助率

補助対象経費の **1/2**

◆補助限度額

50万円（下限 **10万円**）

町内の空き店舗等を店舗または事務所等として活用する場合の補助限度額は最大 **100万円**

事業拡大支援事業

◆対象

新たな事業展開（※1）や新店舗等の開設を行う事業

◆補助率

補助対象経費の **1/2**

◆補助限度額

50万円（下限 **10万円**）

町内の空き店舗等を店舗または事務所等として活用する場合の補助限度額は最大 **100万円**

事業承継支援事業

◆対象

事業承継を契機として実施する事業

◆補助率

補助対象経費の **2/3**

◆補助限度額

50万円（下限 **10万円**）

両事業は併用可能です。
※併用する場合の補助限度額は最大 **100万円**

（※1）「新たな事業展開」とは、補助金交付申請時点で行っている事業と日本標準産業分類の細分類ベースで異なる事業を新たに始めることをいいます。

補助対象経費

- ◆店舗、事業所等の開設に係る諸経費（登記や各種届出等の手続きに係る事務手数料など）
- ◆店舗、事業所等の新增改築費、改修費または改装費（町内業者が実施する工事費のみ対象）
- ◆設備、備品、機械及び器具等の購入に要する経費（事業目的の遂行に直接必要なものの購入費のみ対象）
- ◆新規従業員雇用に係る募集活動経費 ◆資格取得費及び研修費 ◆広告宣伝費
- ◆試作費 ◆その他町長が適当と認める経費

申請前に必ず事前協議が必要です。まずはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内子町役場 町並・地域振興課商工観光班

〒791-3392 喜多郡内子町内子1515番地 内子町役場内子分庁舎2階

TEL：0893-44-2118 FAX：0893-44-2157

MAIL：machinami-g@town.uchiko.ehime.jp

HPはこちら

